



5th Asian Para Games
Aichi-Nagoya 2026

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会 周波数管理計画

AINAGOC

Ver.01
2025/09

IMAGINE ONE HEART

こころを、ひとつに。

目 次

1.	はじめに	1
1.1	愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会について	1
1.2	本文書の目的	1
1.3	開催都市における周波数の利用状況	2
1.4	周波数調整の主体と無線局免許	2
1.5	組織委員会による周波数調整及び承認手続きの対象等	3
1.5.1	組織委員会による承認の必要な無線機器について	3
1.5.2	組織委員会による承認手続きが不要な無線機器について	3
1.5.3	無線局免許申請を要しない無線機器について	4
2.	周波数マップ	5
2.1	ビデオリンク	5
2.1.1	ワイヤレスカメラ	5
2.1.2	Point to Point	6
2.1.3	ビデオリンク(免許不要局)	7
2.2	ワイヤレスマイク/イヤーマニタ(IEM)	8
2.2.1	ワイヤレスマイク/イヤーマニタ(IEM)	8
2.2.2	ワイヤレスマイク/イヤーマニタ(IEM)(免許不要局)	12
2.3	トークバックシステム(インターカム)	14
2.3.1	トークバックシステム(インターカム)	14
2.3.2	トークバックシステム(インターカム)(免許不要局)	15
2.4	ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)	17
2.4.1	ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)	17
2.4.2	ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)(免許不要局)	21
2.5	テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送	22
2.5.1	テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送	22
2.5.2	テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送の免許不要局	23
2.6	デジタルスチルカメラの制御・データ伝送	26
2.6.1	ワイヤレスリリーストリガー	26
2.6.2	ワイヤレスファイルトランスミッター	26
2.7	無線 LAN 他データ伝送	28

2.8	衛星通信.....	32
2.9	その他.....	32
3.	周波数申請手順.....	33
3.1	周波数申請.....	33
3.1.1	申請項目	33
3.1.2	申請後の確認と受理	34
3.2	使用可否の通知	34
4.	テスト&タギング	35
4.1	検査の実施.....	35
4.2	検査の実施場所・期間	35
4.3	タギング(タグの貼付).....	35
5.	電波監視	36
6.	アップデート情報	37
6.1	周波数関連情報	37
6.2	テスト&タギング関連情報	37

1. はじめに

1.1 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会について

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会は、2026 年 10 月 18 日～10 月 24 日までの間に開催される。

大会の競技は開催都市である愛知県のエリアを中心に実施される。その他、一部の競技は、静岡県においても開催される。

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)は、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会とその運営で利用する無線システムにおける電波の周波数調整、無線局免許申請(無線局免許が不要であるが、登録の手続きが必要となるものを含む。以下同じ。)、競技会場など管理エリア内の利用承認等の周波数管理を、日本の周波数割当監理の所管官庁である総務省の助言を得て、実施する。

1.2 本文書の目的

本文書は、総務省の助言、過去のオリンピック等競技大会の電波の利用経験及び日本における電波の利用状況をもとに、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会における周波数管理方針を定め、公表することにより、ステークホルダーによる秩序ある周波数の利用促進を図ることを目的としている。

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会における周波数管理にあたって組織委員会は、ステークホルダーが利用する無線システム相互間で有害な混信が生じないように考慮するだけでなく、これらステークホルダーの無線システムと日本国内で運用されている無線システムとの間にも有害な混信が生じないように考慮する。

また、組織委員会では、総務省の協力のもと、日本の電波法を順守して有害な混信を防止すべく進めていく。

なお、本書で示した割当て可能な周波数帯域等の基本的な利用条件に関わらず、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会での円滑な無線システムの利用に配慮するため、利用可能なより詳細な無線システム及び申請可能な周波数については、別途「周波数申請ガイド」において公開する。

1.3 開催都市における周波数の利用状況

開催都市である愛知・名古屋は、産業活動が集中し、既に多くの電波が使用されている。また、愛知・名古屋エリアは、濃尾平野に位置し伊勢湾に面するなど、広範囲に電波が伝搬しやすい立地であるなど、周波数の割当てが極めて難しい状況である。さらに、多くの競技会場は瑞穂競技場を中心とした 15km 圏内に近接していることから、周波数の繰り返し利用にとって厳しい環境となっている。

愛知・名古屋を含む東海地域では、約 46 万台(2024 年 9 月末時点)の無線局が利用されている状況である。また、携帯電話をはじめ、IoT を中心とした新たな利用が進み、さらに無線の利用が加速している。

以上の理由から、組織委員会は、ステークホルダーに対し、「愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会では、特にワイヤレスマイクやワイヤレスカメラについては可能な限り有線を利用した通信を行うこととし、電波の利用は真に有線の利用が困難な場合に限る」よう強く要請する。

1.4 周波数調整の主体と無線局免許

日本国内においては、無線システムを運用するには原則として無線局免許が必要であることから、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会においてステークホルダーが使用するこれらの無線局については、組織委員会が一括して無線局免許を取得することとする。

この際、組織委員会は、ステークホルダーの無線システムと日本国内で運用されている無線システムとの間において有害な混信が生じないように、総務省の助言のもと、周波数調整を実施する。

また、組織委員会は、ステークホルダーが利用する無線システム相互間で有害な混信がないように周波数調整を実施するとともに、使用者であるステークホルダーに対してベニュー等で利用可能な無線システムに関する組織委員会としての“承認”を求めるものとし、ステークホルダーは、組織委員会が管理する区域においては、原則としてそれら承認を与えた無線システムのみを利用するものとする。

1.5 組織委員会による周波数調整及び承認手続きの対象等

組織委員会が管理する区域に持ち込む全ての無線機器は、有害な混信を避けるため、第3章に示す「周波数申請」の手続きに基づき、組織委員会による事前の周波数調整と承認を受けなければならない。

なお、日本の電波法においては、規定された技術規格に合致し、かつ、同法で規定された周波数を使用する特定の無線局については無線局免許申請が不要となるもの(以下「免許不要局」という。下記の 1.5.3 項を参考のこと。)があるが、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会においては、このようなものでも競技場内やその近傍での利用においては、原則として組織委員会の事前の承認を必要とする。

一方で、組織委員会は、組織委員会による承認の対象から除外される無線機器があることを想定している。

1.5.1 組織委員会による承認の必要な無線機器について

日本国内での無線局免許、日本国外における無線局免許の有無にかかわらず、全ての無線機器は、原則として組織委員会の承認を必要とする。代表的なものとして、ワイヤレスカメラ、Point to Point、ビデオリンク、ワイヤレスマイク/イヤーマニタ(IEM)、トークバックシステム(インターカム)、業務用無線、テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送、デジタルスチルカメラ、無線 LAN 他データ伝送(アクセスポイントを持つベースステーション側)並びに衛星通信の無線機器が挙げられる。原則として、全ての無線機器は、組織委員会の承認がなければベニュー内及びその周辺において利用することができない。

1.5.2 組織委員会による承認手続きが不要な無線機器について

日本国内での無線局免許、日本国外における無線局免許の有無にかかわらず、全ての無線機器は、原則として組織委員会の承認手続きを必要とする。

しかしながら、以下の無線機器は当該承認手続きを不要とする。

- ・ 日本の電気通信事業者によりサービスが提供される携帯電話

- ・ 日本の電波法に規定する技術基準に相当する技術基準(国際標準)に適合する携帯電話であって、海外から持ち込んだ者が国際ローミング又は日本国内の電気通信事業者の SIM カードにより使用するもの

1.5.3 無線局免許申請を要しない無線機器について

無線局を開局するためには、総務大臣の免許(又は登録)が必要である。

しかし、発射する電波が極めて弱い無線局や、一定の条件の無線設備だけを使用し、無線局の目的、運用が特定されている無線局については、無線局の免許(又は登録)は要しないとされている。

これらの免許(又は登録)を要しない無線局は、次のとおりである。

(1) 発射する電波が著しく微弱な無線局

発射する電波が著しく微弱な無線設備で、総務省令で定めるものをいう。例えば、模型類の無線遠隔操縦を行うラジコン用発振器やワイヤレスマイクなどが該当する。

(2) 市民ラジオの無線局

26.9MHz から 27.2MHz までの周波数帯の電波の中で、総務省令で定める電波の型式及び周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が 0.5W 以下で、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局。

(3) 小電力の特定の用途に使用する無線局

コードレス電話、小電力セキュリティシステム、小電力データ通信システム、デジタルコードレス電話、狭域通信システム(DSRC)の陸上移動局、ワイヤレスカードシステム、特定小電力無線局等の特定の用途及び目的の無線局であり、次の条件をすべて満たすもの。

- 空中線電力が 1W 以下であること。
- 総務省令で定める電波の型式、周波数を使用すること。
- 呼出符号または呼出信号を自動的に送信または受信する機能や混信防止機能を持ち、他の無線局の運用に妨害を与えないものであること。
- 技術基準適合証明を受けた無線設備だけを使用するものであること

2. 周波数マップ

組織委員会は、以下に、無線機器ごとに、利用可能な周波数帯等の使用条件を示す。

2.1 ビデオリンク

2.1.1 ワイヤレスカメラ

ワイヤレスカメラは、放送用途で使用される。RHB(権利を持った放送事業者)が、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会で取材することが見込まれる。その全てではないが、一部の事業者がワイヤレスカメラの使用を希望することが想定される。

日本国内では放送事業用として主に 1.2GHz 帯と 2.3GHz 帯が放送事業用無線局(FPU: Field Pick-up Unit)が割当てられている。海外から持ち込まれるワイヤレスカメラ用に周波数帯が割当てられていないことから、総務省の助言を得てワイヤレスカメラが使用する周波数の配置を調整する。

ワイヤレスカメラは他の機器に比べてより混信の影響を受けやすいこと、実際のワイヤレスカメラは隣接チャネルへの漏洩が大きいものが存在することなどから、実際の周波数の割当ては非常に困難になるものと推測している。このため、組織委員会は、次のような工夫を要請する。

- ・ できるだけ有線のカメラを利用し、ワイヤレスカメラの利用は有線のカメラが利用できない場合に限ること。
- ・ 高性能フィルタを利用すること。
- ・ 混信の影響を極力減らす観点から、ワイヤレスカメラの送受信機の適切な配置により、必要最小限の送信出力で運用を行うこと。
- ・ 携帯電話システムの周波数を隣接で使用するケースが多いことから、携帯電話基地局や観客席からの適切な離隔距離を確保すること。

なお、国内放送事業者から放送事業用無線局(FPU)の無線局免許得済み無線機器の使用が希望されることも想定される。

2.1.2 Point to Point

Point to Point 回線は屋外スタジオやリモートカメラとメインメディアセンター間、あるいは、屋外のリモートカメラと中継用車両との間などを接続するのに使用される。近年、このような接続では光ケーブルが使われるようになったため、Point to Point 回線の必要性は減少しているが、光ケーブル接続が常に利用できるとは限らない。

組織委員会において選定した Point to Point 通信の候補周波数(固定リンク又は固定無線アクセス(FWA: Fixed Wireless Access))に使用されている周波数帯)は、表 2.1.2 の通り。ステークホルダーは、別途公開する「周波数申請ガイド」に基づき、Point to Point 通信で使用する周波数を申請する必要がある。

Point to Point 通信には、ワイヤレスカメラとの調整を減らせる可能性がある利用密度の低い 10GHz 帯以上の利用を推奨する。

表 2.1.2 Point to Point の使用条件

Band	周波数 [GHz]		使用条件
	自	至	
18GHz 帯(a)	17.7	18.72	占有周波数帯幅、空中線電力は個々の無線機の使用形態により様々であり、個々の申請内容に応じて対応可能な周波数レンジの中から、周波数の割当ての可否を判断することを基本とする。
18GHz 帯(b)	19.22	19.7	
80GHz 帯(a)	71.1922	76.197	
80GHz 帯(b)	81.38	86.385	

2.1.3 ビデオリンク(免許不要局)

表 2.1.3 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は、無線局免許が不要である。しかしながら、潜在的な干渉のリスクを避けるために、これらを利用する場合においても、ベニュー内や近傍では、組織委員会による承認が必要である。

ただし、免許不要であるため、組織委員会と総務省が管理していないベニューの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意する必要がある。

なお、組織委員会は、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯を使用する無線機器(Wi-Fi[※]等)での映像の伝送は、非常に混雑することが予想されるので、利用を避けることを推奨する。

[※]無線 LAN(Wi-Fi)機器であっても組織委員会による承認が必要。

表 2.1.3 ビデオリンク(免許不要局)の使用条件

Band	周波数 [GHz]		使用条件
	自	至	
60GHz 帯*	57	66	・チャンネル間隔 [IEEE802.11ad] 2.16GHz ・占有周波数帯幅 9GHz 以下 ・空中線電力 10mW 以下 / 10mW を超え 250mW 以下

* IEEE 802.11ad 他

2.2 ワイヤレスマイク／イヤーモニタ (IEM)

2.2.1 ワイヤレスマイク／イヤーモニタ(IEM)

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会では、良好な音質のワイヤレスマイクとこれと同等の品質のイヤーモニタ(In Ear Monitor。以下「IEM」という。)の利用が見込まれるため、多くの帯域幅の需要が想定される。

ワイヤレスマイク/IEM は、1チャンネル当り 100kHz～300kHz といった音声としては広い帯域の周波数が必要であるため、もとより割当てをすることのできる周波数の選択肢は限られている。

日本では、ワイヤレスマイクのために表 2.2.1 のテレビホワイトスペース (WS)の周波数帯、710-714MHz、806-810MHz 及び 1.2GHz 帯が割り当てられており、基本的には愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会においてもこの帯域内で、相互に有害な混信が無いよう配置することとする。

この帯域の利用においては、次のような点を考慮する必要がある。

- ・ 帯域の多くが地上テレビ放送と共用する周波数帯域である(日本では、地上テレビ放送以外の目的で利用することを「ホワイトスペース」と呼んでいる)。特に、愛知地区では UHF 帯域のうち低い周波数帯を中心に直接電波で放送を届ける直接受信方式で地上テレビ放送に利用されており、実際に地上テレビ放送に使用されている周波数と重複する周波数をワイヤレスマイク/IEM へ割当ててことは極めて困難である。

- ・ 愛知近傍の地域においては、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会期間中、コンサートや観劇におけるワイヤレスマイク/IEM の需要の増加が予想される。

このような利用環境においても、ワイヤレスマイク/IEM 周波数の割当てが困難とならないために、組織委員会は、次のような工夫を要請する。

- ・ まず、できるだけ有線マイクを利用し、ワイヤレスマイクは真に有線マイクが困難な場合に限ること。
- ・ 特に屋外では、ワイヤレスマイク/IEM の利用を可能な限り避けること。
- ・ 被干渉に強いとされるデジタル方式のワイヤレスマイク/IEM をできるだけ利用すること。

- ・ 携帯電話システムの周波数の隣接で使用するケースが多いことに留意し、携帯電話基地局や観客席からの適切な離隔距離を確保すること。
- ・ アナログ方式の装置は、三次相互変調により効率的な周波数配置が困難になることから、デジタル方式を推奨する。
- ・ 組織委員会の管理エリア外での使用者との運用調整は、TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協議会の協力のもと運用調整システムを利用し、申請者と組織委員会で協力して実施する。
- ・ 無線 LAN 帯域、DECT 方式を使用するワイヤレスマイクは、他システムで優先的に使用することから、使用を制限する。

なお、地上テレビ放送の親局及び中継局の放送区域においては、当該放送で利用している周波数(表 2.2.1 の※が該当)をワイヤレスマイク/IEM へ割当てることは極めて困難である。

表 2.2.1 ワイヤレスマイク/IEM の使用条件

Band	周波数 [MHz]		使用条件	
	自	至	難易度	条件例
WS※	470	710	Hard ・TV 放送帯と共存 (13-52ch) ・使用可能チャンネルは、ベニュー毎に指定 ・ロードレースは、使用不可	[Analog] ・占有周波数帯幅 250kHz 以下 ・空中線電力 10mW [Digital] ・占有周波数帯幅 288kHz 以下 ・空中線電力 50mW <その他> 他の国内利用者と愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者 との間で周波数利用を調整
700MHz 帯	710	714	Very Hard	[Analog] ・占有周波数帯幅 250kHz 以下 ・空中線電力 10mW [Digital] ・占有周波数帯幅 288kHz 以下 ・空中線電力 50mW <その他> 他の国内利用者と愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者 との間で周波数利用を調整

Band	周波数 [MHz]		使用条件	
	自	至	難易度	条件例
1.2GHz 帯	1240	1260	Hard	[Analog] ・占有周波数帯幅 250kHz 以下 ・空中線電力 50mW [Digital] ・占有周波数帯幅 288kHz 以下 ・空中線電力 50mW <その他> FPU 使用者及び他の国内利用者と 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技 大会関係者との間で周波数利用を 調整 <その他> 日本の電波法で定めている技術基 準に適合している無線設備に限る

〔注釈〕

1. 占有周波数帯幅、空中線電力は標準モデルとしている。

2.2.2 ワイヤレスマイク／イヤーマニタ(IEM)(免許不要局)

表 2.2.2 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は、無線局免許が不要である。しかしながら、潜在的な干渉のリスクを避けるために、これらを利用する場合においても、ベニュー内や近傍では、組織委員会による承認が必要である。

ただし、免許不要局であるため、組織委員会と総務省が管理していないベニューの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意が必要である

表 2.2.2 ワイヤレスマイク/IEM 用(免許不要局)の使用条件

Band	周波数 [MHz]		使用条件	
	自	至	難易度	条件例
70MHz 帯	74.58	74.76	Very Hard	・占有周波数帯幅 60kHz 以下 ・空中線電力 10mW ・同時利用 最大 3 波 <その他>他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある。
322MHz 帯	322.025	322.150	Very Hard	・占有周波数帯幅 30kHz 以下 ・空中線電力 1mW ・同時利用 最大 3 波 <その他> 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある
	322.250	322.400		

Band	周波数 [MHz]		使用条件	
	自	至	難易度	条件例
800MHz 帯	806.125	809.750	Normal	[Analog] ・占有周波数帯幅 110kHz 以下 ・空中線電力 10mW [Digital] ・占有周波数帯幅 192kHz 以下 ・空中線電力 10mW <その他> 他の国内利用者と愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波 数利用を共用する場合がある

〔注釈〕

1. 占有周波数帯幅、空中線電力は標準モデルとしている。

2.3 トークバックシステム(インターカム)

2.3.1 トークバックシステム(インターカム)

トークバックシステム(インターカム)は、主に放送事業者に利用されるものであり、プロデューサーから、カメラクルー、リポーター、プレゼンタ、音声、照明、技術担当者等のプロダクションチームへの通信を可能とするものである。

トークバックは、通常、双方向の同時通話であることから、無線トークバックの多くは2つの周波数チャンネルを一組として利用するものであり、また、単信通話の業務用無線に比べて少ない音声遅延が求められる。

表 2.3.1 は、トークバックシステム(インターカム)の周波数帯の候補について、使用条件を示したものである。表中の一部の帯域・チャンネルは業務用無線又はテレメトリ・小容量のデータ伝送等と周波数を共用する場合がある。

表 2.3.1 トークバックシステム(インターカム)の使用条件

周波数 [MHz]		使用条件
自	至	
142	144	・総務省による割当てが可能な周波数に限る ・占有周波数帯幅 12.5kHz 以下(又はチャンネル幅 20KHz) ・空中線電力 1-5W <その他> 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある
146	162.0375	
360	390	
400	420	
440	470	

〔注釈〕

- 占有周波数帯幅、空中線電力は標準モデルとしている。
- 周波数は、総務省による割当てが可能な範囲であって、記載範囲がすべて使用できるわけではない。

2.3.2 トークバックシステム(インターカム)(免許不要局)

表 2.3.2 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は、無線局免許が不要である。

しかしながら、潜在的な干渉のリスクを避けるために、これらを利用する場合においても、ベニュー内や近傍での使用においては、組織委員会による承認が必要である。

ただし、免許不要であるため、組織委員会と総務省が管理していないベニューの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意が必要である。

表 2.3.2 トークバックシステム(インターカム)(免許不要局)の使用条件

Type	周波数 [MHz]		使用条件
	自	至	
Digital Cordless	1893.650	1905.950	・占有周波数帯幅 288kHz ・空中線電力 10mW 以下 <その他> 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る

DECT	[中心周波数] 1885.248、1886.976 1888.704、1890.432 1892.160、1893.888 1895.616、1897.344 1899.072、1900.800 1902.528、1904.256	・中心周波数は、キャリアセンスにより自動選択(技術基準による) ・占有周波数帯幅 1.728MHz ・空中線電力 7mW 以下 <その他> Digital Cordless の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
------	--	--

2.4 ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)

2.4.1 ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)

ハンドヘルドラジオは、競技の実施、セレモニーの運営のほか、放送中継、報道取材等に利用する移動通信手段であり、主に音声によるもののうち、トークバックを除いてプレストーク方式で行われるものを想定している。

このようなハンドヘルドラジオに適した VHF 又は UHF 帯の周波数はすでに極めて多くの利用者により利用されているうえ、これらの帯域は大会向けにもトークバックやテレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送への割当ても見込まれる。

また、混信の影響をできるだけ避け、周波数の割当てを容易にするためにデジタル方式の無線機器が推奨されるが、デジタル方式は 100ms から 500ms 程度(特殊な場合は最大 1000ms)の音声遅延があることから、このような遅延が許されない場合にはアナログ方式の周波数利用の要望があり得ると認識している。

表 2.4.1.1 は、ハンドヘルドラジオの周波数帯の候補について、示したものである。組織委員会は、免許の取得のほか、混信が生じないようにするための適切な配慮を行う。

なお、送信電力も利用目的等により多様な要望があると理解しているが、大きな電力の使用は周波数の有効利用の観点から望ましくない。送信電力は 1W 以下が適当で、特別な場合でも 5W 以下とすることが望まれる。

混信が生じないようにするため、無線局免許の取得が必要な場合は、指定される特定の周波数が設定でき、かつ、その指定周波数以外の周波数で送信できない装置に限る。

海外で販売されている FRS(Family Radio Service)、GMRS(General Radio Service)、PMR446(Private Mobile Radio)、UHF-CB(UHF-Citizen's Band Radio)、PRS(Personal Radio Service)などで日本での無線局免許申請に適しない装置が有ることを認識している。

表 2.4.1.2 は、簡易無線(免許局)の使用条件について、示したものである。

日本国内用途のハンドヘルドラジオであり、表 2.4.1.2 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された

適合表示無線設備で、無線局免許が必要となる。通信相手は免許人所属の簡易無線(免許局)となる。他の会社の無線局と通話したり、無線局の貸し借りは禁止されている。既に簡易無線(免許局)を取得している装置の使用が想定される。

簡易無線(免許局)は、組織委員会と総務省が管理していないベンチャーの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意する。

表 2.4.1.3 は、簡易無線(登録局)の使用条件に付いて、示したものである。

日本国内用途のハンドヘルドラジオであり、表 2.4.1.3 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は、免許が不要であるが、登録と言われる簡単な手続きにより使用することができる。

デジタル簡易無線(登録局)に限って、登録人以外の者でも使用することが可能であり、レンタルでの使用が可能となっている。

無線局免許取得の手続きが不要となることから、できるだけ、デジタル簡易無線(登録局)を日本でレンタルする等が望ましい。

簡易無線(登録局)は、組織委員会と総務省が管理していないベンチャーの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意する。

表 2.4.1.1 ハンドヘルドラジオの使用条件

周波数 [MHz]		使用条件
自	至	
142	144	・総務省による割当てが可能な周波数に限る (表 2.4.1.2 簡易無線(免許局)、表 2.4.1.3 簡易無線(登録局)を除く) ・占有周波数帯幅 Analog 16kHz 以下 Digital 5.8kHz 以下 ・空中線電力 1-5W(原則 1W 以下)
146	162.0375	
360	390	
400	420	
440	470	

〔注釈〕占有周波数帯幅、空中線電力は標準モデルとしている。

表 2.4.1.1 に示す周波数帯は、高い需要が想定される。

表 2.4.1.2 簡易無線*(免許局)の使用条件

周波数 [MHz]		使用条件
自	至	
154.45	154.61	アナログ簡易無線*(免許局) ・占有周波数帯幅 16kHz 以下(又はチャネル幅 20KHz) ・空中線電力 1-5W(原則 1W 以下) <その他> 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
154.44375	154.6125	デジタル簡易無線*(免許局) ・占有周波数帯幅 5.8kHz 以下 ・空中線電力 1-5W(原則 1W 以下) <その他> 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
465.096875	465.090625	
467	467.4	

*簡易無線(CR: Convenience Radio)と呼ばれる。

表 2.4.1.3 簡易無線*(登録局)の使用条件

Type	周波数 [MHz]		使用条件
	自	至	
登録によるもの	351.03125	351.1	デジタル簡易無線*(登録局) ・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 5.8kHz ・空中線電力 5W 以下(原則 1W 以下) <その他> 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
	351.2	351.63125	
	351.10625	351.19375	デジタル簡易無線*(登録局) ・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 5.8kHz ・空中線電力 1W 以下 <その他> 上空利用可 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る

*簡易無線(CR: Convenience Radio)と呼ばれる。

2.4.2 ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)(免許不要局)

表 2.4.2.1 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は、無線局免許が不要である。しかしながら、潜在的な干渉のリスクを避けるために、これらを利用する場合においても、ベニュー内や近傍での使用においては、組織委員会への申請・承認が必要である。

無線局免許取得の手続きが不要となることから、できるだけ、ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)の免許不要局を日本でレンタルする等が望ましい。

ただし、免許不要であるため、組織委員会と総務省が管理していないベニューの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意が必要である。

表 2.4.2.1 ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)の免許不要局の使用条件

Type	周波数 [MHz]		使用条件
	自	至	
免許不要	422.04	422.35	・アナログ方式 ・占有周波数帯幅 8.5kHz ・空中線電力 10mW 以下 ＜その他＞ 他の国内利用者又は愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会関係者との間で周波数を共用する場合がある 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る

2.5 テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送

2.5.1 テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送

テレメトリ・テレコマンドは、遠隔から機器を制御し、あるいは測定した結果を送送するものであり、小容量のデータ伝送システムの多くはこのような用途に使用される。

テレメトリ・テレコマンドを含む小容量のデータ伝送は、次のような用途に使用されると見込んでいる。

- ・ ワイヤレスカメラの制御
- ・ 空撮用カメラの制御
- ・ 競技用の計測記録システム
- ・ セレモニー用の演出機器の制御

このような用途に使用される電波の型式や帯域幅は多様であるが、一般的に、狭帯域で小容量データを伝送する。広帯域を必要とするシステムは送信時間が極めて短く、かつ、低送信電力で送信する。

表 2.5.1 は、テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送の周波数帯の候補について、使用条件を示したものである。

具体的な使用条件は、周波数申請ガイドに掲載する予定であるが、使用周波数帯や利用目的によっては、周波数申請前に事前相談が必要となる場合もある。

テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ伝送への割当てのほか、ハンドヘルドラジオ(トランシーバー)に割当てする場合など、表 2.4.1.1 の音声伝送と周波数が共用であることに留意すること。

表 2.5.1 テレメトリ・テレコマンドの使用条件

周波数 [MHz]		使用条件
自	至	
138	144	占有周波数帯幅、空中線電力は個々の無線機の使用形態により様々であり、個々の申請内容に応じて対応可能な周波数レンジの中から、周波数の割当ての可否を判断することを基本とする。
146	170	
170	225	
335.4	380.2	
381.4	402	
406.1	420	
420	430	
440	470	
915	930	
2483.5	2497	

2.5.2 テレメトリ・テレコマンド及び小容量データ 伝送の免許不要局

表 2.5.2 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は、免許が不要である。(無線 LAN(Wi-Fi)については、2.7 項 無線 LAN 他データ伝送を参照のこと。)

しかしながら、潜在的な干渉のリスクを避けるために、これらを利用する場合においても、ベニュー内や近傍での使用においては、組織委員会への申請・承認が必要である。

ただし、免許不要であるため、組織委員会と総務省が管理していないベニューの外にある、大会と無関係の無線局と混信の可能性があることに留意すること。

表 2.5.2 テレメトリ・テレコマンドに利用できる免許不要局の使用条件

Band	周波数 [MHz]		使用条件
	自	至	
312MHz 帯	312	315.05	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 1MHz ・空中線電力 250 μ W 以下(e.i.r.p)
	312.05	315.25	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 1MHz ・空中線電力 25 μ W 以下(e.i.r.p)
426MHz 帯	・6.25kHz* 426.028125 ・12.5kHz* 426.025 ・25kHz* 426.0375	・6.25kHz* 426.134375 ・12.5kHz* 426.1375 ・25kHz* 426.1125	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 5.8kHz / 8.5kHz / 16kHz ・空中線電力 100mW 以下 空中線が無線設備の1の筐体に収められていない場合は、1.637mW 以下
429MHz 帯	・6.25kHz* 429.178125 ・12.5kHz* 429.175	・6.25kHz* 429.734375 ・12.5kHz* 429.7375	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 5.8kHz / 8.5kHz ・空中線電力 1W 以下 空中線が無線設備の1の筐体に収められていない場合は、16.37mW 以下
	・6.25kHz* 429.815625 ・12.5kHz* 429.8125	・6.25kHz* 429.921875 ・12.5kHz* 429.925	
449MHz 帯	・6.25kHz* 449.840625 ・12.5kHz* 449.8375	・6.25kHz* 449.884375 ・12.5kHz* 449.8875	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 5.8kHz / 8.5kHz ・空中線電力 1W 以下 空中線が無線設備の1の筐体に収められていない場合は、16.37mW 以下
469MHz 帯	469.4	469.5	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 5.8kHz / 8.5kHz ・空中線電力 1W 以下

920MHz 帯	915.9	928.1	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 100kHz 以下 / 200kHz 以下 / 400kHz 以下 / 600kHz 以下 / 800kHz 以下 / 1000kHz 以下 ・空中線電力 原則 1mW 以下
	920.5	928.1	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 100kHz 以下 / 200kHz 以下 / 400kHz 以下 / 600kHz 以下 / 800kHz 以下 / 1000kHz 以下 ・空中線電力 原則 20mW 以下
	928.1	929.7	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 100kHz 以下 / 200kHz 以下 / 300kHz 以下 / 400kHz 以下 / 500kHz 以下 ・空中線電力 原則 1mW 以下
1.2GHz 帯 (a)	・12.5kHz* 1216.00625 ・25kHz* 1216.0125 ・50kHz* 1216	・12.5kHz* 1216.99375 ・25kHz* 1216.9875 ・50kHz* 1217	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 8.5kHz / 16kHz / 32kHz ・空中線電力 1W 以下 - 空中線が無線設備の1の筐体に収められていない場合は、16.37mW 以下
1.2GHz 帯 (b)	1252	1253	・デジタル方式 ・占有周波数帯幅 8.5kHz / 16kHz / 32kHz ・空中線電力 1W 以下 - 空中線が無線設備の1の筐体に収められていない場合は、16.37mW 以下

*チャンネル間隔

2.6 デジタルスチルカメラの制御・データ伝送

デジタルスチルカメラについては、レリーズトリガー(シャッターの制御)機能を実現する機器及びレリーズトリガーを含み撮影画像伝送等の機能を実現する機器である。

2.6.1 ワイヤレスレリーズトリガー

ワイヤレスレリーズトリガーとは、デジタルスチルカメラ(スチルカメラを含む)のレリーズを作動・停止させるための制御信号を、デジタルスチルカメラに伝送する機能を備える機器である。レリーズに係る設定データ(撮影設定や絞り値など)及びストロボ同期等のための制御信号等の小容量データ伝送機能は、レリーズを作動・停止させるための制御信号の範囲である。

なお、レリーズを作動・停止させるための制御信号以外のデータ(たとえばサムネイルやファインダーイメージなど)の伝送機能を備える機器は、その機能を使用する意思があるか否かにかかわらず、ワイヤレスレリーズトリガーからは除外し、2.6.2 項に記載のワイヤレスファイルトランスミッターとして扱うこととする。

ワイヤレスレリーズトリガーの持ち込み及び使用については、組織委員会への申請・承認が必要である。

ワイヤレスレリーズトリガーの申請にあたっては、持ち込む機器から送信可能な周波数帯すべての申請が必要である。また、本機器の承認を受けていても、会場におけるチャンネル割当てについては、組織委員会の担当部門から調整される可能性があることに留意すること。

ワイヤレスレリーズトリガーの周波数帯域の候補は、周波数申請ガイドでの公開を予定する。

2.6.2 ワイヤレスファイルトランスミッター

ワイヤレスファイルトランスミッターは、デジタルスチルカメラと連携して機能させる機器であって、画像データ等のデータ伝送の機能を含む機器である。

ワイヤレスファイルトランスミッターは、デジタルスチルカメラのアクセサリ機器である形態のほか、デジタルスチルカメラ本体においてその機能を実現する形態が見込まれる。デジタルスチルカメラ本体にワイヤレスファイルトランスミッターの機能を含む場合は、デジタルスチルカメラ本体をワイヤレスファ

イルトランスミッターであるとみなす。

ワイヤレスファイルトランスミッターの詳細は、改訂版発行時に公開する。

2.7 無線 LAN 他データ伝送

無線 LAN は、インターネットへの接続を目的とした小規模・大容量の免許不要の無線システムである。Wi-Fi Alliance で標準化されたものが多く普及している。

ZigBee や Bluetooth も広く利用されている。さらに、これらの規格とは異なる独自規格のデータ伝送システムも数多く存在する。

無線 LAN 機器は国際的に免許不要とされているものがあり、日本においても、表 2.7 に示す周波数を使用し、かつ、日本の電波法に規定する技術基準に適合することが証明された適合表示無線設備は免許が不要である。しかしながら、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会においては、免許の要・不要にかかわらず、親機(アクセスポイントを持つベースステーション側)については、組織委員会への申請・承認が必要である。また、子機であっても競技会場、放送関連エリア、MPC、IBC や選手村など一部の特定エリアについては、組織委員会の承認手続きを必要とし、詳細は周波数申請ガイドで公開する。

無線 LAN の周波数は、混信及び多数のユーザによる通信・伝送速度の低下を避けるため、必要最小限承認されることが強く求められる。また、組織委員会が提供する無線 LAN サービスを代替手段として利用することも強く求められる。

この理由により、無線 LAN 周波数の申請は組織委員会の Wi-Fi チャンネルポリシーに合致する場合であっても否認される場合がある。

これ以外の周波数帯のデータ伝送システムについては、ビデオリンク及びテレメトリ・テレコマンドの項に記載している。

表 2.7 無線 LAN の使用条件

Band	周波数 [GHz]		使用条件
	自	至	
2.4GHz 帯	2.400	2.497	・チャンネル間隔 [IEEE802.11b] 22MHz [IEEE802.11g] 20MHz [IEEE802.11n] 20MHz [IEEE802.11ax] 20MHz 5MHz 間隔でチャンネルオフセット ・占有周波数帯幅 26MHz ・空中線電力 10mW/MHz 以下 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
5GHz 帯	5.150	5.250	・チャンネル間隔 [IEEE802.11a] 20MHz [IEEE802.11n] 20MHz [IEEE802.11ac] 20MHz [IEEE802.11ax] 20MHz ・占有周波数帯幅 20MHz システム 19MHz(OFDM)/ 18MHz (OFDM 以外) ・空中線電力 (OFDM)20MHz システム 10mW/MHz 以下 (OFDM 以外)10mW/MHz 以下 / 10mW 以下 ・屋内利用限定* 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る

*登録局(アクセスポイントのみ)については、屋外利用可能(EIRP 1W 以下)

Band	周波数 [GHz]		使用条件
	自	至	
5GHz 帯	5.250	5.350	・チャンネル間隔 [IEEE802.11a] 20MHz [IEEE802.11n] 20MHz [IEEE802.11ac] 20MHz [IEEE802.11ax] 20MHz ・占有周波数帯幅 20MHz システム 19MHz(OFDM)/ 18MHz (OFDM 以外) ・空中線電力 (OFDM)20MHz システム 10mW/MHz 以下 (OFDM 以外)10mW/MHz 以下 / 10mW 以下 ・屋内利用限定 ・DFS(Dynamic Frequency Selection)必須 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
	5.470	5.730	・チャンネル間隔 [IEEE802.11a] 20MHz [IEEE802.11n] 20MHz [IEEE802.11ac] 20MHz [IEEE802.11ax] 20MHz ・占有周波数帯幅 20MHz システム 19.7MHz ・空中線電力 (OFDM)20MHz システム 10mW/MHz 以下 ・DFS(Dynamic Frequency Selection)必須 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る

6GHz 帯	5945	6425	・チャンネル間隔 [IEEE802.11ax] 20MHz ・占有周波数帯幅 20MHz システム 19MHz(OFDM)/ 18MHz (OFDM 以外) ・空中線電力 (OFDM)20MHz システム 10mW/MHz 以下 (OFDM 以外)10mW/MHz 以下 / 10mW 以下屋外利用 - Low Power Indoor (LPI):Not available - Very Low Power (VLP):available 日本の電波法で定めている技術基準に適合している無線設備に限る
26GHz 帯	24.77	25.23	・チャンネル間隔 — ・占有周波数帯幅 — ・空中線電力 10mW/MHz 以下 / 10mW 以下
60GHz 帯	57	66	・チャンネル間隔 [IEEE802.11ad] 2.16GHz ・占有周波数帯幅 9GHz 以下 ・空中線電力 10mW 以下 / 10mW を超え 250mW 以下

2.8 衛星通信

組織委員会では、衛星通信は、映像伝送、音声伝送、データ伝送等に使用され、日本国内の競技会場と MMC などをつなぐ国内区間の通信を行うものと、日本国内から海外との通信を行うものとがあるものと予想している。衛星通信は、次のような状況にある。

- ・ 近年においては、これらの通信の多くは、固定的な光ケーブルのサービスや携帯電話等の地上系の通信網で確保されるようになってきており、特に、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会では相当多くの競技会場に光ケーブル整備されているものと想定される。
- ・ また、海外に向けた通信でも、例えば目的とする国が日本から通信できる衛星が中継できるエリアの外にある場合などには、一部の区間は光ケーブルで回線を確保する方法が期待される。
- ・ 衛星通信の周波数については、周波数のみならず、軌道位置、電波の放射方向や電波強度の密度等について ITU(国際電気通信連合)の規定にもとづく国際的な調整が必要であり、日本を含む東アジアにおいては既に多くの衛星が詳細な国際調整を踏まえて運用されていることから、特別の条件による衛星通信の利用には困難が見込まれる。

これらの状況を踏まえ、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会にあたっては、衛星通信の利用は次のとおりとする。

- ・ 衛星通信を利用する以外に手段がない場合には、日本国内相互間の通信、国際的な通信いずれについても、既に日本国内で通信事業を行っている企業のサービスを利用することとする。この場合において、使用する衛星や使用する周波数帯の利用の条件は、それら企業が通常のサービスとして現に提供しているメニューを利用すること。
- ・ 組織委員会は、衛星ナビゲーション用の下りの周波数帯(1215-1240 MHz, 1559-1610MHz)については、地上での受信のみであるが、大会の計測等にも利用されていることから保護する。

2.9 その他

掲載されていない無線システムの利用は、周波数申請ガイドで公開する予定である。

3. 周波数申請手順

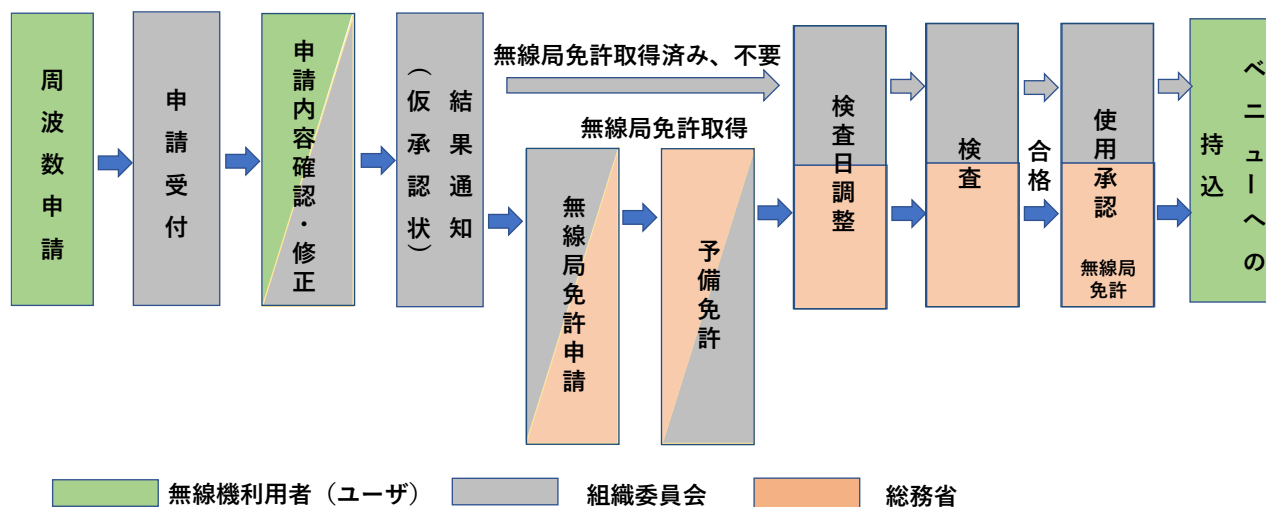
3.1 周波数申請

各ステークホルダーが組織委員会に対して行う周波数申請は、Spectrum Order Portal から行うものとする。

申請のスケジュール、申請方法等の申請の詳細については、2025 年12月 公開予定の「周波数申請ガイド」において提示する。

周波数申請は、無線局免許の取得の有無等を考慮し、表 3-1 に示す 3 種類の申請(通常申請、追加申請、緊急申請)を予定している。無線局免許の取得が必要な申請は、その手続きに要する期間を考慮し、通常申請に限定する。また、割当可能な周波数が限られるためより確実な周波数確保の観点から、無線局免許の取得を要しないものであっても通常申請での申請を推奨する。

無線機器が利用可能となるまでの全体の流れは以下のとおり。



3.1.1 申請項目

以下に示すような周波数申請において必要となるいくつかの重要なパラメータは、Spectrum Order Portal のフォーム等で指定する。

- 使用期間
- 使用場所
- 無線システム名

- 希望する中心周波数
- 調整可能な周波数帯
- 周波数帯幅
- 送信電力
- 製造メーカー名
- 製品名(オプション名などを含む)

3.1.2 申請後の確認と受理

3.1.1 申請項目で示された重要なパラメータの記載内容、無線局免許の取得等に必要なアンテナ及びその特性、構築システムの構成などについて、申請者に確認することと等により、組織委員会においてその十分性が、確認されることで初めて正式な申請受理となる。

3.2 使用可否の通知

組織委員会は、周波数申請の正式な申請受理後、無線局免許の取得が必要な無線機器については、総務省及び管轄の総合通信局の助言を得て、ステークホルダーから申請があった周波数の利用可否の検討を実施する。無線局免許の取得が不要な無線機器については、周波数の配置の検討を実施する。

検討後、組織委員会は、申請があった周波数についての使用の可否を申請者に通知する。

表 3-1 申請のスケジュール予定

申請受付	申請受付期間(予定)	申請対象無線機器
通常申請	2026 年 1 月 14 日 ～2026 年 3 月 6 日	すべての無線機器 無線局免許取得が必要な無線機器は、通常申請期間に限る
追加申請	2026 年 3 月 18 日 ～2026 年 5 月 20 日	無線局免許不要の技術適合証明取得済みの無線機器 無線局免許取得済みの無線機器
緊急申請	2026 年 5 月 25 日～	無線局免許不要の技術適合証明取得済みの無線機器 無線局免許取得済みの無線機器

4. テスト&タギング

4.1 検査の実施

申請者は、使用しようとする無線機器について、組織委員会から周波数申請の承認を得た後、ベニユーに持ち込む前に当該無線機器の検査を受ける必要がある。無線局免許の取得に関する検査は、日本の電波法に従って、それら無線機器が申請事項に合致しているかの確認を行う。

無線局免許を取得済み又は無線局免許が不要である無線機器については、組織委員会の検査方針に従って、それら無線機器が申請事項に合致しているかの確認を行う。

申請者は、検査を実施するために必ず予約すること及びその厳守を求める。

検査の詳細については、2026年3月末公開予定の「テスト&タギングガイド」で周知する。

4.2 検査の実施場所・期間

検査を実施するスペクトラムデスクの設置場所、運営期間、運営時間についても、「テスト&タギングガイド」で周知する。

4.3 タギング(タグの貼付)

組織委員会は、検査に合格した無線機器の見える場所に、組織委員会が発行するタグを貼付する。ベニユー内に持ち込みが可能な無線機器は、組織委員会が発行するタグが貼付されたものに限る。組織委員会は、無線機器の持込を使用場所毎に承認し、管理する。

詳細については、「テスト&タギングガイド」で周知する。

5. 電波監視

組織委員会は、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会とその運営で利用される無線機器によって混信や妨害が生じることなく、かつ適切な利用が確保されるよう、日本の電波監理の所管官庁である総務省の協力を得て、電波監視を実施する。

組織委員会は、大会において無線機器を利用するステークホルダーに対し、他の無線システムに混信や妨害が生じないように、組織委員会、総務省、および関係当局と積極的に協力することを要請する。特に、承認された無線機器が大会に悪影響を及ぼす可能性があると判明した場合、組織委員会は当該無線機器を利用するステークホルダーに対して直ちに、当該無線機器の利用停止、周波数の変更等を実施することを要請する。なお、承認されていない無線機器の使用、又は承認された無線機器であっても承認されていない周波数若しくは出力等での使用により、他の無線システムに混信や妨害が生じた場合、総務省において関係法令に基づき、行政処分および司法機関への告発を行う場合がある。

6. アップデート情報

6.1 周波数関連情報

組織委員会は、今後の検討において、周波数の追加や、より情報の詳細化等が行われた場合、本文書をアップデートし、ニュースリリース等にて随時公表する。ニュースリリース等は組織委員会の公式ウェブサイトに掲載する。

6.2 テスト&タギング関連情報

今後の検査とタギングに関する最新情報は、「テスト&タギングガイド」等にて公表する。「テスト&タギングガイド」は組織委員会の公式ウェブサイトに掲載する。